比較的小額ナル業（日収壱円五十銭位）ハ近隣ノ超ノ
何等カノ方法ヲ講ジ処置スルヲ必要トシ立ハシニカ動機トナリ会保
職工ノ協力ノ上ヲ以テ事務ヲ処理スルコトセリ

六、要旨ノ要

一、関係保証ノ過失ノ為メ製品不良トナリタル場合ハ別個ニ
之ヲ決定ス

二、工場内ノ仕事ハ一切ヲ仕切ル

三、素人工ハ組長ノ指揮ノ下ニ働ク

四、営業ヲ以テ他ノ仕事ヲ行ヒ又ハ副業ヲ以テ本業ニ
支障ヲ来サヌ様ニ保ス

五、使用ニ関スル紛争ハ一切会ノ関与セス

六、使用ニ関スル紛争ハ一切会ノ関与セス

七、賃銀工賃ハ別ニ之ヲ定ム

八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九、支払ハ毎月末日ニ支払フ

十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

二十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

三十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

四十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

五十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

六十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

七十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

八十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十一、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十二、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十三、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十四、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十五、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十六、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十七、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十八、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

九十九、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ

百、賃銀ハ毎月末日ニ支払フ